

館山市建設業者等表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、館山市が発注した建設工事を優秀な成績で施工した建設業者等を表彰することにより、建設業者の施工技術の向上及び育成を図ることを目的とする。

(表彰の条件及び対象者)

第2条 表彰は、館山市が発注した「土木工事」、「舗装工事」、「建築工事」及び「その他工事（管・電気・設備等）」の各部門において、工事成績評定表の成績（以下「工事成績」という。）が75点以上の工事のうち上位第三位までのもので、80点以上のものを「優秀工事」、75点以上80点未満のものを「優良工事」とし、次の各号のすべての条件に該当するもの（以下「対象工事」という。）を施工した建設業者（以下「施工業者」という。）及び現場代理人とする。

（1）市内に本店または支店等を置く建設業者による工事であること。

（2）請負金額300万円以上の工事であること。

（3）表彰年度の前年度に完成した工事であること。

2 第1項の規定にかかわらず、施工成績、施工技術等が特に他の建設業者の模範となると認められるときは、当該建設業者に対して表彰を行うことができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建設業者に対しては、表彰を行わないものとする。

（1）対象年度内に完成した他の建設工事において、行革財政課が検査した工事成績で65点未満の工事を施工した建設業者。

（2）表彰年度及び前年度、前々年度に建設業法の監督処分及び館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に定める指名停止等のほか、犯罪行為等の不正または不誠実な行為があった建設業者。

(選考会の設置)

第3条 表彰の適否を審査するため、選考会を置く。

2 選考会は、会長及び委員をもって組織する。

3 会長は、副市長の職にある者をもってこれに充て、選考会を代表し、会務を総理する。

4 委員は、総務企画部長、建設経済部長及び行革財政課長の職にある者をもってこれに充てる。

5 会長に事故があるときは、総務企画部長の職にある者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 選考会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、3名以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議長は、会長をもって充てる。

4 選考会の議事は、出席者した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 会長は、必要があるときは、担当課職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 会長は、選考にあたり、特段協議を必要としないと認めるときは、委員に回議して会議に代えることができる。

(事務局)

第5条 選考会の事務は、行革財政課において処理する。

(報告)

第6条 会長は、選考の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(決定)

第7条 市長は、前条の規定により報告を受けて、表彰者を決定する。

(表彰の方法等)

第8条 表彰は、対象年度の翌年度、市長が定める日に表彰状を授与することにより行う。

(秘密の保持)

第9条 選考会に出席した者は、選考会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、優良建設業者等の表彰に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年9月27日から施行し、平成13年度分の施工工事から適用する。

附則

この要綱は、平成19年5月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年5月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年6月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年5月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。